

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 414

平成19年4月9日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F

P

税務会計

家計の余剰資金が大幅に増加！
運用増で6年ぶりに企業を逆転

家計の資金が大幅に増え、6年ぶりに企業を上回り資金余剰となったことが、日銀の06年資金循環統計(速報)で判明した。

個人所得がようやく改善し、家計を投資信託や国債の購入などに振り向けたのが増加の主因と見られている。

同調査は金融機関、企業、家計といった各部門の金融資産、負債の推移を預金や貸出などの金融商品毎に記録した統計。資金の出入りや残高の増減が把握できる。資金余剰は一定期間、金融負債より金融資産の増え方が大きい場合を指す。

所得の改善や配当の増加などで家計の資金余剰額は06年、17兆7984億円(05年比2.7倍)に急増した。金融資産残高は1540兆8478億円(同1%増)で過去最高になった。

増えた資金は、消費よりも将来を見据えて投資信託や国債運用に回し、借入れによる資金調達額は05年より減り、慎重な家計のやり繰りが続いている。

家計の資金余剰額が6年ぶりに企業部門を超えたことを、専門家は「貯蓄余剰の個人から、設備投資などで資金調達が必要となった企業へとマネーの流れが戻った」ととらえている。

企業は03年以降、設備投資などで資金余剰額は徐々に減り、06年は5兆9220億円と前年の約半分まで資金調達ぶりが数字に出ている。今後、政府や自治体に代わって民間企業が資金を使い、投資して景気を牽引する流れが強まると見られている。

種類株式の相続税の評価を明確化
無議決権株は5%評価減選択可能

国税庁は、このほど経済産業省の照会に文書回答する形で、無議決権株式などの種類株式の評価方法を公表した。

昨年5月施行の会社法によって、多種多様な種類株式の発行が可能となり、中小企業の事業承継における活用が期待されている。

しかし、相続税法上の評価方法が不明確との指摘があったことから、①配当優先の無議決権株式、②社債類似株式、③拒否権付株式の種類株式3類型の評価方法を明確化したもの。

配当優先の無議決権株式は、普通株式と同様に評価することが原則だが、相続時の納税者の選択によって、普通株式評価額から5%を評価減することが可能。その際、無議決権株式の評価減分を議決権株式に加算(調整計算)して、相続人全体の相続税評価総額が変わらないように申告する。

また、一定条件を満たす社債類似株式(一定期間後に償還される特定の無議決権+配当優先株式)については、社債に準じて発行価額と配当に基づく評価を行うが、株式であることから、既経過利息に相当する配当金の加算は行わない。一定条件は、①配当金は優先して分配、②残余財産分配は発行価額を上限、③一定期日後に発行会社が全株式を発行価額で取得、④無議決権、⑤普通株式への転換権はなし。

拒否権付株式(普通株式+拒否権)については、拒否権を考慮せずに、加算評価しないで普通株式と同様に評価する。

今週のキーワード

資金循環統計

日銀統計局が1954(昭和29)年から作成している。公表は現在、四半期を一つの基準期間として当該四半期の約3か月後に速報を出し、約6か月後に確報が発表される。政府、金融機関、企業、個人など各経済主体(部門)の相互間の一定期間における資金の流れを示し、詳細、包括的な統計であるため、有用性が高い。統計は「金融取引表」(フロー表)、「金融資産・負債残高表」(ストック表)、「調整表」(期中の価格変化額等)の3表から構成されており、わかりやすくマトリックス(行列形式)で表されている。

*配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください